

令和元年6月14日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03407

研究課題名(和文) イギリス契約法の展開とヨーロッパ民法典の編纂 - 比較民事法研究の定礎を求めて

研究課題名(英文) Development of the English Law of Contract towards a European Civil Code - for the Establishment of a Comparative Study on Civil Law

研究代表者

五十川 直行 (ISOGAWA, NAOYUKI)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：80168286

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の推進により、EU内において加速化するヨーロッパ民法典(ECC)の編纂事業ないしEU私法の展開と関連付けながら、コモンロー(非民法典)の基軸であるイギリス契約法の現況を見定める旨の本研究の目的に沿い、イギリス契約法上の全領域に亘る様々な具体的な論点(契約総論上の諸論点、及び、各種契約関係固有の諸論点等)について、その歴史的形成から今日の法状況に至るまでの判例法・制定法・学説の形成過程を追跡し、あわせて、日本民法を含む<比較民事法研究>の文脈から、多角的な調査検討を蓄積することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の推進により、日本民法改正に向けた立法論的検討作業等にも接続させて、改めて、世界的に現代契約法が担うべき全領域に亘る論点(契約交渉段階から契約終了後の段階に至る契約総論上の諸論点、及び、売買等各種の契約関係固有の諸論点等)に即して、ヨーロッパ民法典(ECC)の編纂という歴史的節目に臨み、コモンロー(非民法典)の基軸であるイギリス法(判例法・制定法・学説等)が具体的に変容する法状況の実相を分析精査することができ、イギリス法の特質等の再認識に加え、<比較民事法研究>が必須かつ極めて有益な実践的研究手法であることを確定することができた。

研究成果の概要(英文)：The Aim of this Study is to make sure the status quo of the English Law of Contract, the core of the 'Common Law' (the case-law), against the ever-increasing developments of the codifying process of a European Civil Code (ECC) and the European Private Law. This Study follows the evolution process of the developments of the English Contract Law on the many issues of all the fields on the contract law, including General Principles and Special Principles of the Contract Law as a whole. And this Study accumulates vast diversified analysis in the context of the 'Comparative Study on the Civil Law' including the Japanese Civil Law.

研究分野：民法

キーワード：イギリス契約法 ヨーロッパ民法典 比較民事法研究

1. 研究開始当初の背景

本研究『イギリス契約法の展開とヨーロッパ民法典の編纂 - 比較民事法研究の定礎を求めて』開始当初の背景事情としては、当時、世界的に、民法改正ないし民法再編纂の機運が急展開し、ことに欧州にあって、伝統的なコモンロー（非法典法）と大陸法（法典法）の枠組を超えて、<ヨーロッパ民法典（ECC）> 制定が現実味を帯びてきた時宜にあり、既に、EU 諸国では、ECC ないし EU 私法との関連性に注目しつつ、改めて、コモンローの基軸であるイギリス契約法の展開状況を標的とする研究が続出していたところ、わが国においては、これら ECC 編纂事業等と関連付けながら、現代イギリス契約法の展開状況等につき立ち入った検討等を手掛けることを本旨とする研究は、全く見当たらない状況にあった。

そこで、本研究は、一方で、日本民法典財産法編の改正に向けた立法論的検討作業にも接続させ、また改めて、世界的に、現代契約法が扱うべき全領域の論点に即して、ECC 編纂という歴史的節目に臨み、コモンロー（非法典法）の基軸であるイギリス法が変容する状況等を詳細に検討することにより、わが国の従来民法学における上記の空白箇所を埋めようとする新研究として位置付けられた。

2. 研究の目的

本研究は、本研究代表者が従前より推進する一連の<比較民事法研究>の発展型であり、上記1の研究背景のもとにあって、益々加速化するヨーロッパ民法典（ECC）の編纂事業と関連付けて、イギリス契約法の現況を多角的に精査することを焦点とする。

具体的には、現代契約法が担うべき全領域に亘る論点（契約交渉段階から契約終了後の段階に至る契約総論上の諸論点、及び、売買等各種の契約関係に固有の諸論点等）に即して、イギリス法の歴史的形成から今日の法状況に至るまでの判例法・制定法・学説の形成過程を追跡し、ECC の編纂という歴史的節目に臨み、コモンロー（非法典法）の基軸であるイギリス法が変容する状況を詳細かつ具体的に検討することを目的とし、同時に、日本法も含め、<比較民事法研究>という実践的研究手法の定礎を、改めて確立する契機とするをも目的とする。

3. 研究の方法

三ヶ年にわたる本研究の研究期間においては、初年度：契約総論、次年度：契約各論（1）、最終年度：契約各論（2）及び総括として、年次計画に沿い、ヨーロッパ民法典（ECC）の編纂事業との視線の往復を基礎研究に据え、現代イギリス契約法の具体的な展開状況を鋭意取り纏める作業が推進された。具体的には、世界的に、現代契約法が担うべき全問題領域に亘る論点（契約交渉段階から契約終了後の段階に至る契約総論上の諸論点、及び、売買等各種の契約関係に固有の諸論点等）に即して、ECC の対応分野との密接な応接を踏まえたうえ、イギリス契約法の現況につき、各問題領域における判例法・制定法・学説等の展開の実相を網羅的に抽出することを目的として、イギリス契約法に関する諸情報を出来る限り渉猟し、さらに、それらを比較法的観点から分析整序し、民事法秩序の世界的形成におけるイギリス法の特質を明らかにすることを最終目標として予定された。

さらに、本研究目的を達成するための具体的な研究方法としては、上記年次計画に沿い、国内研究に加え、毎年度、本研究代表者の研究履歴から、逐次、海外調査研究をも敢行し、各種の法情報を渉猟するほか、外国人研究者との人的交流をも推進した。

4. 研究成果

本研究の上記年次計画に拠る研究成果は、大略、次のとおりである。

初年度は、ECC の編纂事業ないし EU 私法の構想等、EU 私法全体に関する基礎調査研究、及び、イギリス契約法総体に関する基礎調査研究を手掛けつつ、同時に、通年の課題研究としては、<ECC 編纂と現代イギリス契約法の展開 - 契約総論> を指定して、ことに契約総論の領域にかかる具体的な検討テーマが割り当てられた。ことに、重要な論争点としては、【契約交渉段階における当事者の交渉義務】にかかる論点等がその代表例であった。

初年度の研究手法としては、1989 年以降の ECC 編纂等に向けた内外資料等及びイギリス契約法の展開にかかる内外資料等を継続的に蒐集し、系統的に整序するという基礎研究が推進された。具体的には、Leiden 大学、Oxford 大学等における現地調査・現地研究者との交流活動をも含め、EU 私法に関する古典的・代表的文献、さらには各種の最新論攷を探索

しつつ、同時に、イギリス契約法総論にかかる数多くの論点につき、その歴史的形成から今日の法状況に至るまでの判例法・制定法・学説の展開過程を、比較法的文脈から詳細に跡付ける作業に着手された。

次年度は、初年度と同様の上記基礎調査研究を継続しつつ、同時に、通年の課題研究としては、<ECC 編纂と現代イギリス契約法の展開 - 契約各論(1)>を措定して、ことに、売買契約法の領域にかかる具体的な考究テーマが論点として割り当てられた。

次年度の研究手法としても、基本的に初年度と同様であり、Leiden 大学、Oxford 大学等における現地調査・現地研究者との交流活動が敢行された。

最終年度は、初年度以来と同様の上記基礎調査研究が継続されつつ、同時に、通年の課題研究としては、<ECC 編纂と現代イギリス契約法の展開 - 契約各論(2)>を措定して、ことに、旅行契約など、新種の契約関係法の領域にかかる具体的な考究テーマが論点として割り当てられたほか、三年間に亘る本研究の総括として、<比較民事法研究>の観点より、現代イギリス契約法の動向を取纏める作業が鋭意推進された。

最終年度の研究手法としても、基本的に初年度以来と同様、Oxford 大学等における現地調査・現地研究者との交流活動を実践することができた。

本研究を総括すれば、研究成果として、以下の諸点を挙げることができる。

本研究の推進により、EU 内において加速化するヨーロッパ民法典(ECC)編纂事業及び EU 私法の展開と関連付けながら、コモンロー(非法典法)の基軸であるイギリス契約法の現況を見定める旨の本研究の目的に沿い、イギリス契約法上の全領域に亘る様々な具体的な論点(契約総論上の諸論点、及び、各種契約関係固有の諸論点等)について、その歴史的形成から今日の法状況に至るまでの判例法・制定法・学説の形成過程等をひととおり追跡し、あわせて、日本民法を含む<比較民事法研究>の文脈において、多角的な調査検討等を蓄積することができた。今後は、本研究の継続的研究の展開により、さらに、EU 私法の展開と関連付けてもなお、世界の民法体系におけるイギリス法の特徴が再認識されるべきことのほか、日本民法改正に向けた立法論的検討作業等にも接続されることが期待される。

なお、今後、上記のとおり、本研究が継続的に一層展開されるべきことが予定されるところで、本研究が、甚だ広範な調査研究対象ゆえに、本研究成果の整序及び公表作業等について想定以上の時間を要しており、本研究に拠る直接的な研究成果が未だ十分に成熟するに至っていないことは遺憾であり、成果物の速やかな公表を期すものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ・五十川 直行「墓碑・仏壇費用」
別冊ジュリスト 交通事故判例百選 88 頁(有斐閣、2017 年)
- ・五十川 直行「韓国離婚法研究 - 日韓比較民事法研究(1) - 」
(代表) 岡山商科大学法学論叢第 26 号 1 頁(2018 年)
- ・五十川 直行「韓国離婚法研究 - 日韓比較民事法研究(2) - 」
(代表) 岡山商科大学法学論叢第 27 号 1 頁(2019 年)

〔学会発表〕(計 4 件)

- ・五十川 直行「共同不法行為論とは何か」
福岡県弁護士会(招待講演、2017 年)
- ・五十川 直行「臨床研究の倫理 - 患者と医療従事者の関係とは」
日本静脈経腸栄養学会(招待講演、2017 年)
- ・五十川 直行「医療行為に関する法的責任の構造」
福岡県医師会(招待講演、2017 年)
- ・五十川 直行「患者と医療従事者の法的関係」
福岡県医師会(招待講演、2018 年)

〔図書〕(計 0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

(2)研究協力者 なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。